

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

一 農地中間管理事業の実施地域を農業振興地域の区域内から市街化区域外に拡大すること。

(第二条第三項関係)

二 農地中間管理事業規程の都道府県知事認可の要件として、貸付けが見込まれる遊休農地の所有者等に
対し当該遊休農地の解消を促すものであることを追加すること。
(第八条第三項関係)

三 農地中間管理機構(以下「機構」という。)による担い手への農地貸付けについて、機構による利害
関係人への意見聴取を義務付けた上で農用地利用配分計画(以下「配分計画」という。)の縦覧及び利
害関係人からの都道府県知事への意見書の提出を廃止すること。
(第十八条第三項及び第四項関係)

四 機構が配分計画の案の提出等の協力を求めることができる対象として、市町村に加え、農用地の利用
の促進を行う者であつて農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するものを追加
すること。
(第十九条関係)

五 機構による担い手への農用地等の貸付けについては、機構が借受けと貸付けを同時に行う場合には、

一の農用地利用集積計画に基づき行うこともできることとする。 (第十九条の二関係)

六 機構への利用状況報告について、毎年の報告義務付けを廃止すること。 (第二十一条関係)

七 都道府県知事があらかじめ指定した者に対する農用地等の管理等に係る業務委託については、当該業務委託契約についての当該都道府県知事の承認を不要とすること。 (第二十二条第二項関係)

八 農業者等による地域協議の場において、市町村が農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成等の必要な情報を提供するように努めることとともに、農業委員会が農地所有者の利用意向の提供、委員及び推進委員の当該協議への出席等の必要な協力を行うことを明確化すること。 (第二十六条第二項及び第三項関係)

第二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

一 農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化すること。

(第十一条の十一から第十一条の十五まで関係)

二 二以上の市町村の区域内において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画について、農林水産大臣又は都道府県知事が認定事務の処理を行うこととする。 (第十三条の二関係)

三 農業経営改善計画に農地所有適格法人に出資している会社の役員が出資先の農地所有適格法人の役員を兼務することを記載できるとし、当該農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合には、当該役員は農業の常時従事者たる役員とする措置を追加すること。（第十四条第二項関係）

四 青年等就農資金について、その償還期限を「十二年以内」から「十七年以内」に延長するとともに、政府が行う公庫に対する利子補給金の支給可能年限を「十五年度以内」から「二十年度以内」に延長すること。（第十四条の七及び第十四条の九関係）

五 農用地利用改善団体が、農地の所有者等の三分の二の同意等を得て農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定する旨を定め、市町村の認定を受けた場合には、当該規程に定めた者又は機構以外に対して賃借権の設定又は所有権の移転等を行うことができないこととするとともに、市町村による農用地区域からの除外に制限を課すこととする。（第二十三条の二関係）

六 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農業委員会が、認定農業者等に係る情報を内部で利用し、又は相互に提供できることとする。（第三十条の二関係）

第三 農地法の一部改正

一 配分計画の定めるところによって、農用地の転用が行われる場合には、都道府県知事等の許可を不要とすること。
(第四条第一項及び第五条第一項関係)

二 農用地の転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加すること。
(第四条第六項及び第五条第二項関係)

三 一般企業が農地を借り受けた場合における毎年の利用状況報告について、農業委員会に報告先を統一すること。
(第六条の二関係)

第四 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

配分計画の定めるところによって、農用地区域内の農用地等の開発行為が行われる場合には、都道府県知事等の許可を不要とすること。
(第十五条の二関係)

第五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第一の一並びに第二の一及び二に係る規定については、公布の日から起算して一年三

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第一条関係)

第六 経過措置等

一 第二の一に係る規定の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体(以下「旧円滑化団体」という。

)が農地売買等事業のために買い入れた農用地等については、当該規定の施行後速やかに売り渡すこととし、売渡しまでの間における当該農用地等に係る農地売買等事業についてなお従前の例によることとする。するとともに、農地売買等事業のために借り受け、現に貸し付けている農用地等に係る農地売買等事業については、貸付けに係る契約期間満了までの間、なお従前の例によることとする。

(附則第三条関係)

二 旧円滑化団体は、当該施行日から起算して三年を経過する日までの間において、機構に対して、農地売買等事業のために借り受け、現に貸し付けている農用地等に係る権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができることとし、機構が当該申出を承諾し、その旨を公告したときは、当該権利及び義務が承継されることとする。

(附則第四条関係)

三 その他所要の経過措置を整備するほか、関連法律について所要の改正を行うこと。